

(2)改革基本方針について

改革方針

事業推進に対して積極的に支援

スケジュール

積極的な支援を継続

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当センターは、障害者も健常者も共に生活し、働けるようにすべきとの理念に基づき、重度障害者の多数雇用モデル企業として、県も 3 割の出資を行って平成 2 年に設立され、情報処理業を営んでいる。

過去の損益実績と現況から、現在の事業体制を継続するには、経営改善計画から売上高 2 億 2 千万円(損益分岐点)が必要となるため、受注・売上が厳しい状況の中、新規顧客・新規業務の開拓、及び生産性改善、コストダウンなど経費の削減に取り組んでいる。

営利企業として厳しい競争にさらされている中で、障害者の雇用を維持することは、他企業の模範となり、県全体の障害者雇用の増大につながる。このため、県として企業診断等の営業力強化等の経営改善のための支援や障害者民間活用委託訓練の利用、設立に関わった国、県、市の支援体制の確認などを行うとともに、県の障害者多数雇用事業者に対する優先発注制度の強化に努める。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

長野県においては、障害者多数雇用事業者への優先発注制度を活用し、当センターを支援している。優先発注制度は、長野県内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図るため、随意契約により物品等の調達や印刷物の発注を行う場合において、障害者を多数雇用している事業者等を優先的に取り扱う制度である。

また、障害者民間活用委託訓練の利用を働きかけるなどの支援も行っている。

イ．監査人の評価

平成 16 年度の改革基本方針策定以来、長野県では経常的に当センターに発注を行ってきている。改革基本方針に沿って、事業推進に対して積極的に支援してきているものと評価する。

ウ．今後の課題

障害者雇用を推進する立場にある県として、重度障害者の多数雇用モデル企業として設立されているため、「積極的に支援していく」という改革基本方針は妥当である。積極的な支援の方向性として、自立的な経営を支援すべきであるとする。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．全般的な課題（意見）

景気の低迷による厳しい雇用情勢に加え、東日本大震災等の影響で企業の経営合理化が加速している。障害者にとっては、これまで以上に雇用状況の悪化が懸念される場所である。重度障害者を多数雇用する当センターでは、更なる障害者雇用を努め、他企業の模範となり、長野県内の障害者雇用の増大に寄与すべきであり、存在意義が高まっているといえる。

長野県内の障害者雇用の増大に寄与するためには、事業を安定的に継続することが課題である。

平成20年度以降は黒字を計上しているが過去の累積赤字があり、平成22年度の利益剰余金は26百万円のマイナスである。第23期経営計画(平成23.7～平成24.6)では緊急雇用創出事業の受託による売上拡大を計画しており、売上2億円、営業利益34百万円を見込んでいる。第23期に利益剰余金のマイナスを解消する予定である。

当センターでは、一般競争入札での受注の努力に加え、各自治体へ随意契約による継続受注のための提案営業を実施中である。受注拡大のための、このような取組は評価できる。今後とも、自律的に安定経営ができるよう新規顧客・新規業務の開拓、経費削減に一層注力する必要がある。

18. 長野県職業能力開発協会（県団体番号23）

(1) 団体の概要

概要

団体名	長野県職業能力開発協会
所在地	長野市大字南長野南県町 688-2
代表者（県との関係）	会長 野村 稔
設立根拠	職業能力開発促進法
設立年月日	昭和 54 年
県所管部局	商工労働部人材育成課
基本財産（円）	0 円
うち県の出えん額	0 円
県出えん比率	0.0%
主な出えん者・金額・比率	
設立目的・沿革	<p>職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、職業訓練、職業能力検定その他職業能力開発促進法の規定に基づく職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。</p> <p>・昭和 54 年 長野県職業訓練法人連合会と長野県技能検定協会とを統合し、設立</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・技能検定 ・認定職業訓練の実施 ・指導員免許講習（48 時間講習） ・職業能力開発推進者の講習 ・各種資料提供
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発推進者届出数（所） H20:2,452、H21:2,604、H22:2,711 ・各種試験申請者（人） H20:5,986、H21:5,446、H22:5,484 ・技能士登録総数（人） H20:66,105、H21:68,189、H22:70,232

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	1	1
	非常勤	44	47	47	48
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	7	7	7	6
	うち県職員	1	1	1	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	45	53	54	57
県職員計		1	1	1	0
県 OB 計		0	0	1	1

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	182,493	215,151	173,933
経常費用	179,396	188,830	176,505
経常増減(損益)	3,097	26,321	△2,572
当期正味財産増減額	3,097	26,321	△2,572
現預金	48,191	39,508	31,601
基本財産	-	-	-
借入金	-	-	-
正味財産	45,281	46,355	43,783

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	60,009	59,496	54,891
事業費	26,057	26,506	24,891
運営費	33,952	32,990	30,000
交付金	-	-	-
負担金	-	-	-
委託料	-	6,280	18,294
貸付金	-	-	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	33,952	32,990	30,000

(2)改革基本方針について

改革方針

団体の自立的な運営を継続

スケジュール

自立的な運営を継続

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当協会は、職業能力開発促進法に基づき、県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図ることを目的として設立された団体である。

県からの出えん等はないが、技能検定をはじめとする事業の補助・委託、人件費の補助など、県と密接な関係を持って活動している。

県の財政的支援については、実施主体が限定されている技能検定の補助等必要最小限のものとするが、多様化する企業の人材ニーズや個人のキャリア形成ニーズを踏まえた職業能力開発に関する取組を充実強化するため、民間の主導的団体である当協会と役割分担をし、互いに知恵を出し、行動する中での連携・協働を進める。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

財政的な支援等については、平成 21 年度まで職員を派遣していたが、平成 22 年度以降、派遣を行っていない。また、県が当協会へ交付している補助金については、技能検定業務に係る補助等の必要最小限のものとしている。なお、当協会が実施している技能検定の業務は、職業能力開発促進法に基づき、県が委任したものである。結果、ほぼ予定通り進捗しているものとしている。

イ．監査人の評価（意見）

唯一の常勤役員である専務理事（事務局長及び総務・訓練振興課長兼務）が県職員 OB であるが、その他の役員職員には、嘱託職員に 2 名の県職員 OB が配置されているのみである。また、県からの補助金及び委託費についても、職業能力開発促進法に基づき、県が委任している技能検定に関する業務が主たるものとなっている。おおむね自立的な運営がなされているものと判断する。引き続き自立的な団体の運営を継続するのが望まれる。

19. 社団法人長野県原種センター（県団体番号27）

(1) 団体の概要

概要

団体名	社団法人長野県原種センター			
所在地	長野市松代町大室 2417 番地 3			
代表者（県との関係）	理事長 萩原正明（長野県農政部長）			
設立根拠	整備法			
設立年月日	昭和 62 年			
県所管部局	農政部農業技術課			
基本財産（円）	1,005,500,000 円			
うち県の出資額	400,000,000 円			
県出えん比率	39.8%			
主な出えん者・金額・比率	県内全市町村 100,000,000 円・9.9% JA 全農長野他連合会 364,202,000 円・36.2% 県種苗協組 20,000,000 円・2.0%			
設立目的・沿革	法定業務である主要農作物の原種生産をはじめ、農作物の優良な原種苗・原種菌及び種苗・種菌の生産等に係る研究開発や遺伝資源の保管等を行い、また県育成品種の種苗等の生産配布等を行うことにより、県農政の戦略であるオリジナル品種による県内農業の生産性向上に寄与する ・昭和 37 年（社）長野県農業生産改良協会が設立 ・昭和 62 年（社）長野県原種センターとして定款変更認可・設立			
主な業務内容	・主要農作物等（水稻・麦・大豆・そば）及び県育成の野菜・花き・果樹等品種の原種苗・種苗の生産配布 ・レタス等野菜の採種生産における国内採種技術の確立 ・県育成品種及び在来品種等の遺伝資源の保管			
事業執行状況を示す主な指標		H20	H21	H22
	主要農産物等原種生産実績 (kg)	21,965	21,365	20,634
	主要農産物等種子生産実績 (kg)	1,606,312	1,587,651	1,553,270
	野菜等種子配布実績 (kg)	2,656	2,193	2,094
	きのこ母菌等配布実績 (本)	6,248	6,071	4,512
	遺伝資源保管点数 (点)	3,685	3,685	3,685

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	2	1	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	23	22	23	21
	うち県職員	3	5	4	4
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	11	10	11	10
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	2	2	2	2
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		3	5	4	4
県 OB 計		3	3	3	3

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	273,937	243,569	223,537
経常費用	223,195	195,234	187,078
経常増減(損益)	50,742	48,335	36,459
当期正味財産増減額	△19,861	△33,809	7,324
現預金	173,627	211,370	233,149
基本財産	943,540	858,430	822,450
借入金	-	7,890	7,890
正味財産	1,900,816	1,867,007	1,874,331

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	9,761	10,978	11,564
事業費	1,378	10,978	11,564
運営費	8,383	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	400	300	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	8,383	9,242	9,921

(2)改革基本方針について

改革方針

事業の効率化

スケジュール

引き続き事業の効率化を図る

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当センターは、優良種子、ウイルスフリー原苗、きのこ原々種菌等の一元的かつ効率的な安定供給を図るとともに、新品種育成に必要な遺伝資源の収集保存体制を整備し、生産性の高い本県農業の発展に資するため設立された。昭和37年7月に(社)農業生産改良協会として設立され、昭和62年4月に(社)長野県原種センターと改められている。

当センターは、主要農作物種子法に基づき、本来県が行うべき主要農作物(米、麦、大豆)の原種生産を行うとともに、県の試験場で育成した品種の野菜、花、果樹等の種子・種苗の生産配布及び遺伝資源の収集保存を行っており、中でも主要農作物種子の生産配布の県内シェアは実質100%近くを占めている。

平成16年6月に策定された「改革基本方針」では、県関与の縮減として、主要農作物種子確保以外の助成措置(らくらく果樹栽培推進事業)の廃止との方針が出されており、併せて組織再編の実施(5部体制→3部体制)も示されている。

その後の「改革基本方針」(改訂版)では、原種生産事業は、県の農業戦略上からも必要性が高いため、県は技術面での支援とともに主要農作物種子確保への助成を継続するとしている。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

改革基本方針の進捗状況は次のとおりである。

平成16年4月からそれまでの5部5委員会体制から3部3委員会体制へ組織再編を実施した。

平成16年度から、県からの助成措置(らくらく果樹栽培推進事業)を廃止した。

原種生産事業は、県の農業戦略上からも必要性が高いため、県は技術面での支援とともに主要農作物種子確保への助成を継続する。

収入確保や経費節減等を図るべく、現状に即して事業方法を見直すなど、更なる効率化に努めている。

基本財産運用収入の大幅な減少や園芸種苗・きのこ原種菌販売収入の減少等により赤字経営に陥っていたが、事業・経営改革の実施、経費の節減、販売努力等により、平成 18 年度から単年度収支は黒字になっている。

イ．監査人の評価

特に記載すべき事項はない。

ウ．今後の課題

特に記載すべき事項はない。

【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

ア．経営財務的な課題（意見）

当センターは、一般社団法人への移行を予定しており、県は、順調に移行申請ができるよう準備を進めていくことが同団体の課題の一つとしている。また、自ら種苗生産を行うことで品質と生産量の向上を図るとともに、経費の削減を図り、さらに安定した運営を行うことも必要としている。

当センターは、これまでも収入確保や経費節減等を図るべく、現状に即して事業方法を見直すなど、更なる効率化に努めているとのことである。

平成 20 年度から平成 22 年度までの推移をみると、事業収益を始めとして経常収益は減少傾向にある。経常収益の減少に伴い、事業費（経常費用）も減少しているが、管理費は微増している。

引き続き事業の効率化を図るためには、そのための新たな対応も検討していかなければならない。具体的にどのような取り組みを進めて効率化に努めていくのか、対応策の具体化が当センターの課題である。

イ．資金運用の状況（意見）

正味財産は 1,874 百万円、基本財産は 822 百万円である。

基本財産から 500 百万円、基本財産以外の資産から 200 百万円、合計 700 百万円が仕組債として運用されている。平成 22 年度の金利は 1.2%～4.5%となっている。仕組債については、金利の変動や流動性のリスク管理に留意が必要である。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を参考にし、新規運用又は切替えの際は、預金あるいは中短期の国債等で運用すべきである。

仕組債の詳細は次のとおりである。

(単位:円)

外国債の残高等(基本財産分)

銘柄・発行体・格付	預入・額面金額	預入・購入日	満期日	期間	利率 (H22実績)
債権 ユーロ円債(変動利率) 欧州投資銀行 AAA(S&P)、Aaa(Moody's)	100,000,000	H15.3.25	H45.3.25	30年	1.20
債権 ユーロ円債(変動利率) ノルウェー地方金融公庫 AAA(S&P)、Aaa(Moody's)	300,000,000	H15.4.16	H45.2.16	29年10ヶ月	1.28
債権 ユーロ円債(変動利率) 国際復興開発銀行 AAA(S&P)、Aaa(Moody's)	100,000,000	H19.7.10	H49.7.10	30年	3.10

基本財産以外の外国債の運用状況

銘柄等	預入・額面金額	預入・購入日	満期日	期間	利率 (H22実績)
国際復興開発銀行	100,000,000	H19.7.17	H49.7.17	30年	4.50
国際復興開発銀行	100,000,000	H19.7.17	H49.7.17	30年	4.20

ウ．公益法人制度改革への取組

一般社団法人へ移行予定である。

20．社団法人長野県畜産物価格安定基金協会（県団体番号28）

(1)団体の概要

概要

団体名	社団法人長野県畜産物価格安定基金協会			
所在地	長野市大字南長野北石堂町 1177-3 JA 長野県ビル内			
代表者（県との関係）	会長 茂木 守			
設立根拠	整備法			
設立年月日	昭和 47 年			
県所管部局	農政部園芸畜産課			
基本財産（円）	288,300,000 円 (内出資金総額 235,300,000 円)			
うち県の出資額	96,000,000 円			
県出えん比率	40.8%			
主な出えん者・金額・比率	全農長野県本部 98,500,000 円 41.8%			
設立目的・沿革	<p>県内の農業協同組合等を通じて、畜産物の価格低落により生じる生産者の損失を補てんすること等により、畜産物の生産及び価格の安定を図り、もって畜産経営の健全な発展に資する。</p> <p>・昭和 47 年（社）長野県畜産物価格安定基金協会が設立、現在に至る</p>			
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・肉用子牛生産者補給金事業（基準価格との差額補てん） ・養豚経営安定対策事業（基準価格との差額補てん） ・鶏卵価格差補てん事業（基準価格との差額補てん） ・畜産経営の安定のための補助事業 			
事業執行状況を示す主な指標		H20	H21	H22
	肉用子牛生産者補給金（千円）	2,577 頭	12,715	14,553
	肉豚価格安定事業契約頭数（頭）	104,603	97,090	68,228
	鶏卵価格差補てん事業（t） （千円）	4,045 28,317	4,808 46,790	2,228 13,370

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	12	12	13	13
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	2	2	2	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		0	0	0	0

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	203,228	279,878	107,397
経常費用	204,266	255,954	109,030
経常増減(損益)	△1,038	23,924	△1,633
当期正味財産増減額	△1,038	816,649	△465,004
現預金	27,772	25,590	25,908
基本財産	288,500	288,500	288,300
借入金	-	-	-
正味財産	323,994	1,140,643	675,638

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	10,877	10,085	7,744
事業費	10,877	10,085	7,744
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

(2)改革基本方針について

改革方針

他の畜産関係団体との統合を検討

スケジュール

他団体との統合を引き続き検討

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当協会は、畜産物価格の低落により生じる生産者の損失を補填することを目的に設立され、肉用子牛、肉豚、鶏卵に対する価格差補填を実施している。

平成 16 年 6 月に策定された「改革基本方針」では、当協会は、国からの肉用子牛生産者への価格補填金の交付先として指定を受けており、また県から団体への運営助成も行っていないため、今後も自律した運営を継続するとともに、更に効率的な組織運営を図るため、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合を平成 16 年度末までに検討するよう提案するとしている。

その後の「改革基本方針」(改訂版)では、今後も自立した運営を継続するとともに、畜産農家が減少傾向であることから、更に効率的な組織運営を図るため、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合について、実質的な検討を促すとしている。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

事業の縮小等その他の改革について検討し、人員の縮減(一名)を実施(平成 22 年 3 月)し、事務の効率化についても念頭に事業を行い、同時に平成 25 年 11 月を目途として、公益法人への組織変更を行う予定で現在、組織変更や財政的な見直しを行っているとしている。

イ．監査人の評価

平成 16 年度作成の改革基本方針では、業務に関連のある他の畜産関係団体との統合を平成 16 年度末までに検討するよう提案するとしている。

改革基本方針を受けて、(社)長野県畜産会との統合を想定し、その可否について検討していたが、統合するメリット(会計システム、職員・機器の収容等の費用増)が見い出せなかったため、当面は現行の運営体制を維持するとの結論が出されている。ただし、統合についての検討は引き続き行うとしている。

改革基本方針は統合を検討するとしており、必ずしも統合を実現する必要があるとまでは言及していない。その意味では、(社)長野県畜産会との統合を検討して一定の結論を出しており、改革基本方針に従った対応は行っている。

引き続き他の畜産関係団体との統合を検討する必要がある。

ウ．今後の課題

特に記載すべき事項はない。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．公益法人制度改革への取組

統合についての検討は引き続き行うとしているが、一方では、財政的な問題と事業の実施方法による公益法人化への検討を続けている。公益法人化への動きが統合に向けての検討にどのような影響を与えるのか、公益法人化が実現した場合に、その先に統合という動きがありえるのか等、将来的な動きは不確実な点がある。

イ．事業規模について（意見）

平成 20 年度から平成 22 年度までの推移を見ると、平成 22 年度において当協会の事業規模は縮小している。事業規模の縮小傾向が続くようであれば、事業そのものの必要性が課題となる。また、事業を継続している必要性があるとしても、独立の団体で事業を実施する必然性は低下し、他団体との統合をより真剣に検討する必要性が高くなる。

事業規模の推移と団体のあり方については、今後も十分に留意していく必要がある。

2 1 . 社団法人長野県農業担い手育成基金（県団体番号 2 9 ）

(1)団体の概要

概要

団体名	社団法人長野県農業担い手育成基金
所在地	長野市大字南長野字幅下 692 番地の 2
代表者（県との関係）	理事長 大槻 憲雄
設立根拠	整備法
設立年月日	平成 5 年
県所管部局	農政部農村振興課
基本財産（円）	2,000,200,000 円
うち県の出資額	500,000,000 円
県出えん比率	24.9%
主な出えん者・金額・比率	市町村等 5.0 億円 24.9% 農業協同組合等 5.0 億円 24.9% 県信連 1.862 億円 9.3% 全農長野県本部 1.862 億円 9.3%
設立目的・沿革	農業の担い手を確保・育成するため、次代の長野県農業を担う青少年の育成、農業に従事し、又は従事しようとする青年等に対する支援及び就農しやすい環境づくりを行うことにより、本県農業の振興に寄与する。 平成 5 年 （社）長野県農業担い手育成基金設立 平成 7 年 青年就農促進法に基づく「青年農業者等育成センター」の指定を受け、就農支援資金の貸付業務を開始 平成 16 年 「職業安定法」のよる無料職業紹介事業の開始
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の研修、就農準備に係る助成金の交付、就農支援資金の貸し付け ・青年農業者等担い手の育成に係る助成金の交付 ・新規就農相談活動、農業担い手の青少年の育成 ・就農しようとする青年等の職業紹介
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農相談会 H20:36 回(690 人)、H21:43 回(914 人、H22:36 回 (934 人) ・助成事業 H20:497 件、H21:246 件、H22:227 件

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	17	17	17	17
	うち県職員	3	3	3	3
	うち県 OB	0	0	2	3
職員数	常勤	3	3	5	5
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	2	2	2	2
	非常勤	1	1	1	1
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		2	2	4	5

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	64,799	72,163	75,435
経常費用	97,903	52,181	60,226
経常増減(損益)	△33,104	19,982	15,209
当期正味財産増減額	△40,089	19,982	15,209
現預金	49,430	68,385	105,064
基本財産	2,000,200	2,000,200	1,974,049
借入金	93,730	97,462	88,194
正味財産	2,002,987	2,022,969	2,038,179

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	3,874	2,640	2,640
事業費	1,210	0	0
運営費	2,664	2,640	2,640
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	2,664	2,640	2,640

(2)改革基本方針について

改革方針

現在の体制で事業の効率化を図る

スケジュール

随時実施

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当基金は、農業の担い手を確保育成するため、新規就農者、青年農業者に対し就農支援資金の貸付、就農準備の助成を行っている。

本県の農業・農村の維持発展のうえで農業の担い手育成はその重要性が増していることから、より効果的な担い手育成施策の推進を図るため、事業に関連性のある(財)長野県農業開発公社(以下、この節において「農業開発公社」という。)と事務所のワンフロア化を実施している。

団体の担い手育成支援活動は、基金運用果実により実施しているが、現在の低金利の状況では今後十分な助成事業を実施できないことから、基金の運営を見直しつつ、国庫補助事業も活用し事業の充実を図る。

また、県はIターン者等の積極的な受入れなど新規就農者の確保に取り組んでおり、団体が実施する就農支援資金貸付事業については、新規就農者の就農準備の資金面での支援策としてその活用を推進していく。

なお、業務内容が関連する農業開発公社と統合を検討したが、農地保有合理化法人である農業開発公社は、法令により県出資比率 50%以上が要件とされており、この要件を満たして団体を統合するためには、新たに 17 億円の県出資が必要となる。今後の法令改正等の動向に留意し、大きな負担なしに統合が可能な状況となった場合には、団体の統合に向けて関係者と調整する。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

農業開発公社と事務所のワンフロー化を実施(平成19年4月)し、関連業務のワンストップサービスを提供している。

平成20年秋に発生した金融危機や活用していた国庫補助事業の廃止、県補助金の削減により、助成事業の継続性を最優先とした上で、人員体制や給与の見直しに加え、要望の高い事業に助成を集中するなどして、就農希望者の要望に対応した。

イ．監査人の評価

改革基本方針それ自体には定量的な目標が設定されておらず、目標が達成できたかどうかを定量的・絶対的に評価することができない。このため(ア)サービスの向上の側面、(イ)コスト削減の側面に分解して評価する。

(ア)サービスの向上の側面

- ・19年4月の事務所移転に伴い、農業開発公社ほかとのワンストップサービスの提供により、相談件数が、平成19年度309人、平成20年度690人、平成21年度914人、平成22年度934人と大幅に増加している。
- ・来庁者、電話、メール等の相談は、平成19年度90人であったものが、平成22年度では451人と約5倍に増加した。
- ・新規就農希望者からの相談の中で、農地の確保に関する事項については、農業開発公社から情報提供を受けるなどして、相談事項に的確に答えられるよう対応されている。

(イ)コスト削減の側面

- ・平成19年度当初5人体制であったものが、平成21年度に1名削減し、4人体制となった。それに伴い、人件費は11,102千円から6,863千円と4,239千円圧縮された。
- 総合的に評価すれば、おおむね達成できたと言えよう。

ウ．今後の課題

当基金の経営成績は良好となったため、今後は当基金を自立的に運営することも可能であると考ええる。なお、詳細は次節を参照のこと。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．全般的な課題（意見）

当基金の一般正味財産増減額(当期損益)は、平成21年度19,982千円、平成22年度15,209千円と平成21年度には黒字体質へと転換している。

現金預金残高も、平成21年度は前年比18,538千円増の76,037千円、平成22年度は前年度比32,866千円増の108,903千円と好調に推移している。

当期損益及び現金残高がプラスとなった理由は次の点が考えられる。

平成22年度予算において、事業費支出が58,972千円計上されているにも関わらず、実績は35,796千円と23,176千円減の60.7%しか執行されていないこと。

青年農業者貸付金事業費及び中高年齢者貸付金事業費も平成22年度予算において、33,958千円計上されているにも関わらず、実績は5,550千円と28,408千円減の16.3%しか執行されていないこと。

日本国債の売買を繰り返すことで 12,937 千円の売却益を計上したと。

事業費の執行率が低下した原因の一つは、研修助成費支出の減である。予算は 48,912 千円であったが、実績は 30,336 千円であった。18,576 千円減、62.0%の執行率であった。

研修助成費支出は、申請者の研修実績により予算が執行されるものだとすると、平成 23 年度予算にも 46,344 千円計上されているが、あくまでも上限額であり、今年度同様の執行残となることが予想される。また、当基金を巡る環境が変わらないのであれば、今後も執行残が継続するものと予想される。

平成 22 年度の当期損益 15,209 千円には、国債売却益 12,937 千円が含まれている。平成 23 年度は市況が悪化したため国債売買の予定はないとのことであり、国債売却益は平成 22 年度のみの特異収益だとすると、平成 22 年度の経常損益は 2,272 千円である。

このように経営努力により経営状況の改善が見られたが、これは平成 20 年秋に発生した金融危機を踏まえ、次年度以降の事業継続を確保するため、助成メニューを絞ったことや助成水準の見直し等を行い、執行額が減額した要因も含まれている。

以上の点を総合すると、経営努力を継続するとともに、運用益に見合う助成事業を行うことで、今後は当基金を自立的に運営することも可能になるものと思われるが、引き続き事業の効率化を図ることが必要である。

イ．資金運用の状況（意見）

（ア）運用資産明細

- ・基金造成額：20 億 20 万円
- ・運用
外国債(仕組債)
 - ：2 口・10 億円・満期日 2035/3/12、2038/3/10・利率 3.56%、4.27%
元本保証
 - 国債：2 口・5 億円・満期日 2032/12/20・利率 1.4%・元本保証
 - 政保債：1 口・1 億円・満期日 2031/1/31・利率 2.0%・元本保証
 - 定期預金：2 口・4 億 20 万円・満期 6 ヶ月、12 ヶ月・利率 0.22%、0.245%

（イ）仕組債の受取利息の算定式

【ニューサウスウエズル財務公社】

3 年間利息固定、以後変動金利

$14.00\% \times \text{市場価格（豪ドル）} \div \text{換算為替（82.55 円）} - 10.0\% = \text{受取利率}$

【フィンランド地方財務公社】

1年間利息固定、以後変動金利

$30.00\% \times \text{市場価格 (豪ドル)} \div \text{換算為替 (91.95 円)} - 21.5\% = \text{受取利率}$

(ウ) 受取利息の実績

(単位：千円)

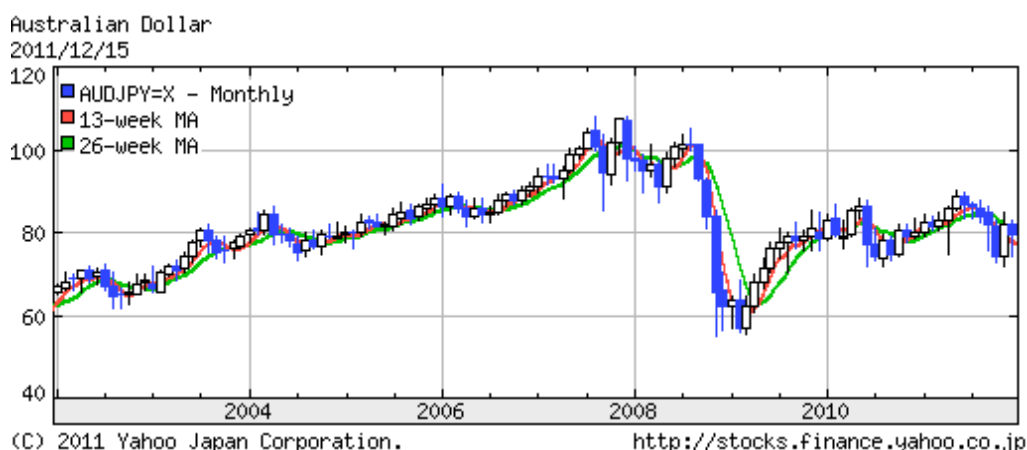
年度	18	19	20	21	22	23(見込)
金額	57,000	57,000	43,067	39,991	42,974	39,150
前年度比	-	0	13,933	3,076	+2,983	3,824

(エ) 仕組債について

平成 22 年度基本財産運用益 48,302 千円のうち仕組債の受取利息が 42,974 千円と運用益全体の 89.0%を占めている。当基金の仕組債はいずれも豪ドルレートによって変動する。円安になるほど受取利息が増加し、円高になると減少する。受取利息がゼロになるレートは次のとおりである。

ニューサウスウェールズ財務公社 1 豪ドル 58.96 円
 フィンランド地方財務公社 1 豪ドル 65.90 円

平成 23 年 12 月 16 日 16 時 20 分時点、ロイターによると円／豪ドルレートは 1 ドル 77.89 円であった。(公財) 緑の基金のように円／米ドルレートによる運用利率の決定を行っている団体と異なり急激な対米ドル円高の影響を強くは受けていない。しかし、2009 年(平成 21 年)には 55.86 円まで対豪ドル円高を記録しており、今後についても引き続き為替変動リスクにさらされ続ける。



現状は運用益が生まれているものの、当基金は長野県から 5 億円の出えんを受けており、長野県の出えん金の原資は公金であるのだから、公金の支出先である当基金の資金管理規定は長野県公金管理基本方針に準ずるべきであり、仕組債

による運用は行うべきでない。原則として今後は長野県公金管理基本方針を参考に資金管理する必要がある。

しかしながら、仕組債は中途解約ができず、また売却すれば額面割れとなる可能性もある。一方では、平成 20 年の金融危機においても、一定の運用益が得られている。

さらに、「監査の視点1」でも触れたとおり、相談件数の増加や一定の助成実績を踏まえると、就農希望者にとって当基金の存在価値は高まっている。

こうした現状を総合的に勘案すると、コール条項が適用された場合は、国債等への切り替えを進めることとし、当面は現在の仕組債を運用しながら、仕組債等から得られる運用収入に見合った事業展開がなされることが望まれる。

エ．公益法人制度改革への取組

公益社団法人を目指す方向である。

2 2 . 社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会（県団体番号 3 0 ）

(1) 団体の概要

概要

団体名	社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会
所在地	長野市大字南長野北石堂町 1177-3 J A 長野県ビル内
代表者（県との関係）	理事長 大槻 憲雄
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 47 年
県所管部局	農政部園芸畜産課
基本財産（円）	35,110,000 円
うち県の出資額	5,000,000 円
県出えん比率	14.2%
主な出えん者・金額・比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央果実生産出荷安定基金協会 17,500 千円（49.8%） ・ 全国農業協同組合連合会 6,000 千円（17.1%）
設立目的・沿革	<p>果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定、果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し、これらを通じて果樹農業者の経営の発展に資する。</p> <p>昭和 47 年（社）長野県加工原料用果実価格安定基金協会として設立。 昭和 52 年（社）長野県果実生産出荷安定基金協会に改組</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果実需給調整対策の実施及びその実行を確保するための計画生産出荷の促進、そのために必要な交付金準備金の造成並び加工原料用果実価格安定対策事業の実施 ・ 果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し、該当果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付 ・ 優良な品目又は品種への転換等果樹農業者の経営を支援するための事業を実施
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果実計画生産推進資金の造成(千円) H18:9,940 H19:9,940 H20:9,940 H21:9,940 H22:9,940

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	17	17	16	16
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		0	0	0	0

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	98,031	342,126	283,465
経常費用	97,205	342,584	284,499
経常増減(損益)	826	△458	△1,034
当期正味財産増減額	4,667	△12,910	△10,465
現預金	27,085	27,196	26,472
基本財産	35,110	35,110	35,110
借入金	—	—	—
正味財産	151,008	138,099	127,634

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	2,483	11,701	2,485
事業費	2,483	11,701	2,485
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

(2)改革基本方針について

改革方針

県の人的関与は今後も行わない

スケジュール（特になし）

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当協会は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援、果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し、これらを通じて果樹農業者の経営の発展に資することを目的とする団体である。昭和 47 年 10 月に(社)長野県加工原料用果実価格安定基金協会として設立され、昭和 52 年 9 月に(社)長野県果実生産出荷安定基金協会に改組されている。

当協会は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営安定等を図るため、果実の価格下落に伴う生産者補給金の交付、計画生産出荷の指導を実施している。

平成 16 年 6 月に策定された「改革基本方針」では、国からの補填金の交付先の要件を満たす法人は当協会のみであるため、今後も当協会が事業を継続する必要がある。また、県から運営に対する助成は行われていないため、自律的な運営を継続するとされている。

その後の「改革基本方針」(改訂版)では、県から運営に対する助成は行われていないため、自立的な運営を継続するとされ、平成 16 年 6 月に策定された「改革基本方針」の考え方が踏襲されている。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

当協会は、果実の計画的な生産出荷を指導する上で、多くの生産者の出荷を扱う全農長野県本部との連携が必要であることから、現在、全農長野県本部職員の兼務により事務局が運営されており、今後も現在の体制を継続する予定であるとしている。また、県から運営に対する助成は行われておらず、引き続き自立的な運営に努めるともしている。

イ．監査人の評価（意見）

当協会の平成 20 年度から平成 22 年度までの推移を見ると、ほぼ収支が均衡している。県との関係は、平成 22 年度は事業費補助 2,485 千円のみであり、自律的な運営が図られていると思われる。

当協会が実施している、計画生産出荷促進事業加工原料用果実価格安定対策事業等は、国庫補助金が(財)中央果実生産出荷安定基金協会を通じて当協会へ交付される仕組みになっており、民間は参入できない。

以上の状況を踏まえると、「改革基本方針」の考え方を進めていくことが妥当と考える。今後とも国及び農協等との協働のもとで経営することが望ましい。

ウ．今後の課題

特に記載すべき事項はない。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．公益法人制度改革への取組

一般社団法人を目指す方向である。

23. 長野県農業会議（県団体番号32）

(1) 団体の概要

概要

団体名	長野県農業会議
所在地	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁東庁舎内
代表者（県との関係）	会長 石田治一郎
設立根拠	農業委員会等に関する法律
設立年月日	昭和 29 年
県所管部局	農政部農業政策課
基本財産（円）	-
うち県の出えん額	-
県出えん比率	0.0%
主な出えん者・金額・比率	-
設立目的・沿革	<p>農業者の公正な意見を反映し、農業の立場を代表する組織としてその業務を行うことにより、農業生産力の向上および農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与する。</p> <p>前身は、行政委員会としての都道府県農業委員会であったが、食糧不足状況の改善、自作農の創設が一応果たされたことにより組織の性格が決定機関から諮問機関へ移行してきたこと、及び農業・農業者の一般的利益を代表する農業団体を設置すべきとの要請が強まっていたことにより、法律が改正されたことに伴い、昭和 29 年長野県農業会議として設立。</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法等に係る知事等からの諮問に対する意見答申(法 4 条・5 条等) ・基本農政の確立に関する要請活動 ・農業委員会の委員及び職員等に対する研修会、講習会 ・担い手の育成と農地の有効利用の推進 ・農業者年金業務に関する指導
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法関係審議件数(件) H20:3,861 H21:3,392 H22:3,141 ・農業委員会への巡回指導(件) H20:68 H21:70 H22:110 ・複数の女性農業委員選出市町村数 H22 目標 77 H22 実績 62 ・認定農業者数 H22 目標 7,130 H22 実績 6,942 ・農業法人数 H22 目標 790 H22 実績 762 ・担い手への農地利用集積面積(ha) H22 目標 42,500 H22 実績 42,500(見込み)

	・農業者年金の加入者数 H22 目標 185 人 H22 実績 169 人(3 力年目標の最終年)
--	---

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	3	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	11	11	11	11
	うち県職員	2	2	1	1
	うち県 OB	0	0	1	1
	非常勤	2	2	2	2
県職員計		2	2	1	1
県 OB 計		0	0	1	1

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	120,258	113,026	114,007
経常費用	120,258	113,026	114,007
経常増減(損益)	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
現預金	0	0	0
基本財産	0	0	0
借入金	0	0	0
正味財産	0	0	0

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	83,408	70,417	71,466
事業費	9,176	7,479	12,339
運営費	74,232	62,938	59,127
交付金	0	0	0
貸付金	0	0	0
人件費関係費用	74,232	62,938	59,127

(2)改革基本方針について

改革方針

現在の体制で事業の効率化を図る

スケジュール

随時実施

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当会議は、農業委員会等に関する法律に基づく特別法人であり、農地法等における知事の諮問機関として位置づけられているとともに、農業者の代表機関として農業者の意見の集約や公表、行政庁などへの建議や要望、担い手への農地の利用集積、農業経営者の育成、法人化の推進など農業経営発展のための活動を展開している。

農地法等に基づく法定業務や、農業委員会への活動支援など、農業構造政策推進上重要な役割を担っていることから、任意業務は農業委員会活動への支援事業を中心とし、今後も存続して事業を継続する。

担い手への農地の利用集積においては、(財)長野県農業開発公社との業務の関連性が高いため、両団体の連携強化により業務の効率性と農業者へのサービスの向上が図れることから、事務局を統合している。

農業委員会等に関する法律によって両団体そのものの統合はできないことから、現在の体制で事業の効率化を図る。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

(財)長野県農業開発公社との事務局を統合している。農業委員会に関する法律等によって両団体そのものの統合はできないことから、平成23年度から、農業会議職員を1名減とし、管理費の削減を図っている。

イ．監査人の評価

改革基本方針それ自体には定量的な目標が設定されておらず、目標が達成できたかどうかを定量的・絶対的に評価することができない。また当会議は特別法に基づく義務的な業務を実施している特別法人であり、自律的にサービスの向上を図ることは困難であると考えられるためコスト削減の側面のみから評価すると、管理費及び管理費比率は平成20年度に増加するものの、その後は一貫して減少し続

けている。

(ア) コスト削減の側面

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
管理費 千円	80,197	82,780	71,656	67,650
管理費比率%	65.8	68.8	63.4	59.3

当会議の収入は全て国及び長野県からの補助金である。管理費に充てられる運営費補助金も管理費同様の推移を見せているために、当会議が自律的に努力しているものかどうかは判断できないが、事実として管理費及び管理費比率は減少している。

また、当会議は農地・担い手業務の効率的な事業推進を図るため、長野県農業会議、(財)長野県農業開発公社及び(社)長野県農業担い手育成基金の事務所とのワンフロア化を実施している。

以上の側面から評価すれば、おおむね達成していると言えよう。

ウ．今後の課題（意見）

当会議は、知事等からの諮問に対する意見答申といった農地法等で義務付けされている事業を実施しなければならない必置の行政代行的な特別法人である。そのため、少なくとも形式上は一つの法人として設置しなければならない。しかし、実質的には現行の改革基本方針の下、別法人ではある(財)長野県農業開発公社との統合が進みつつある。すなわち、事務局長及び総務部長はそれぞれ同一人物が兼任しているのが現状である。引き続き現在の体制で事業の効率化を図ることが望ましい。

【監査の視点 2】 外郭団体に対する県の関与の状況

ア．補助金の交付について

当会議の収入については、制度上、賦課金徴収会員がいないため、平成 22 年度実績では全て国・県からの補助金・交付金に依っており、県からの補助金交付を前提とした団体となっている。

24. 財団法人長野県林業用苗木安定基金協会（県団体番号35）

(1) 団体の概要

概要

団体名	財団法人長野県林業用苗木安定基金協会
所在地	長野市大字中御所字岡田 30 番地 16
代表者（県との関係）	理事長 富澤修一
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 57 年
県所管部局	林務部森林づくり推進課
基本財産（円）	40,000,000 円
うち県の出えん額	30,000,000 円
県出えん比率	75.0%
主な出えん者・金額・比率	長野県 30,000,000 円 75% 生産者 10,000,000 円 25%
設立目的・沿革	<p>長野県で生産され、出荷される林業用優良苗木の計画的な生産と需給の安定を図り、もって苗木生産経営の安定と造林事業の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>造林事業を計画的に進めるため、優良苗木の供給とともに、生産者の安定的な経営が必要であった。そのため、県が行う需給調整に基づき供給側と需要側が取引に関する協定を締結して取引を行っていたが、計画どおり実行されないケースもあり、残苗が発生した場合、生産者の経営を圧迫していた。このため、国において残苗補償を行う制度ができたことに伴い、本県においても昭和 57 年に設立された。</p>
主な業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 残苗補償のための基金の造成及び管理 2 優良種苗造林の普及に関する事業 3 種苗の生産及び出荷の総合調整に関する調査研究 4 優良種苗の生産及び管理のための技術指導 5 その他目的達成のために必要な事業
事業執行状況を示す主な指標	残苗補償費 1,741 千円(21 年度)

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	9	9	8	10
	うち県職員	2	2	2	2
	うち県 OB	0	0	0	1
職員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	1	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		1	1	1	2

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	1,330	1,134	1,158
経常費用	1,763	2,298	2,077
経常増減(損益)	△433	△1,164	△919
当期正味財産増減額	△433	△1,164	△919
現預金	182	224	254
基本財産	40,000	40,000	40,000
借入金	0	0	0
正味財産	45,221	44,057	43,138

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

(2)改革基本方針について

改革方針

県関与は今後も行わない

スケジュール（特になし）

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当協会は、造林用優良苗木の計画的な生産と需給の安定を図るために設立され、林業用苗木で残苗が発生した場合の補償などを行っている。

事業の必要性は高い。また、長野県山林種苗協同組合(以下「県苗組」という。)の職員が兼務で従事することで、県の人的・財政的関与なしに運営されている。

今後とも県からの補助金や県職員の派遣なく、自立した運営を維持する。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

造林用優良苗木の計画的な生産と需給の安定を図るために設立され、林業用苗木で残苗が発生した場合の補償などを行っている。

事業の必要性は高い。また、県苗組の職員が兼務で従事することで、県の人的・財政的関与なしに運営されている。

今後も県からの補助金や県職員の派遣なく、自立した運営を維持する。

イ．監査人の評価

常勤役員及び非常勤役員に県職員OBがそれぞれ1名配置されている。県OBを通じて意思決定に関与できる体制であるとも思われるため、県の関与が全くないとは言えない。しかし、当該役員に報酬は支給されておらず、県が当該役員を通じた積極的な関与を想定しているとは思われない。また、県費の受入れもないことからおおむね達成したと評価できる。

ウ．今後の課題（意見）

当協会は、県苗組の職員の兼務により運営されており、実質的には県苗組と統合されていると言える。長野県からの補助金等の支給もないことから、従来は長野県が負担することなく、事業が継続できたものと判断できる。

しかしながら、後述するように経営成績が極度に悪化したため、事業の継続が困難となっている。このため、事業手法について見直しされることを望みたい。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．全般的な課題

当期正味財産増減額が毎年赤字となっており、ここ3年間では毎年平均 84 万円ずつ、一般正味財産が減少している。平成 22 年度一般正味財産期末残高は約 3 百万円であり、3 年と数カ月後には一般正味残高がマイナスとなってしまふ。

経常収益により経常費用である残苗保証を賄うことができず、残苗補償積立資産を毎年取り崩しているため、一般正味財産が減少し続けている。

残苗補償の推移と将来見込

(単位:円)

年度	残苗補償額	左の財源内訳		積立資産残額	備考
		基本財産運用益	積立資産取崩		
20	1,144,000	558,476	585,524	5,039,443	実績
21	1,740,485	533,863	1,206,622	3,832,821	
22	1,506,325	557,475	948,850	2,883,971	
23	1,200,000	500,000	700,000	2,183,971	見込
24	1,200,000	500,000	700,000	1,483,971	
25	1,200,000	500,000	700,000	783,971	
26	500,000	500,000	0	783,971	
27	500,000	500,000	0	783,971	
28	500,000	500,000	0	783,971	

積立資産残額は平成 22 年度末 2,883,971 円であり、県では今後の積立資産の取崩しを上記の表のとおり見込んでいる。

現状のままでは、残苗補償制度そのものが数年で危機状況にあるため、当協会は、生産者の理解を得ながら補償の枠を抑えている。70 万円の積立資金を取り崩した平成 23 年度であっても、残苗補償の希望額は 280 万円であるところ、実際の残苗補償額は 120 万円と希望額の 42.9%しか応じていない。

一方、林業用苗木は、育成から出荷まで 2～3 年を要し、需給関係の動向を見極めて生産しなければならない。しかし、経済状況等により需要が左右されやすく、確実な需要量の把握がしにくく、毎年残苗が出ているが、それに対しての補償制度は他になく、苗木生産者は現状制度の維持を希望している。

仮に当協会を解散すると、苗木需給安定基金造成事業実施要領(昭和 54 年 6 月 22 日 54 林野造第 81 号通知)では「この事業を行わなくなった場合は基金の残余の額のうち国及び都道府県の補助金に相当する額を都道府県に返還するものとする。都道府県は、返還を受けた額のうち国の補助金に相当する額を国に返還するものとする。」となっている。補助金は長野県が 1 千万円、国が 2 千万円との内訳であるため、解散した場合、基本財産 3 千万円のうち 2 千万円は国に返還することになる。

長野県は、事業の必要性は高く、基金の果実の範囲内での補償に留めざるを得ないと考えている。

イ．資金運用の状況

運用先	金利 %	22 年度末残高 円
利付国債 239 回（野村証券）10 年	1.4	10,000,000
利付国債 269（野村証券）10 年	1.3	10,000,000
利付国債 86 回（野村証券）5 年	0.6	5,000,000
神奈川県債 115 回（日興証券）10 年	1.2	4,970,000
大阪府債 286 回（日興証券）10 年	1.5	9,991,300
預金（八十二・B 県庁内支店）	0.2	38,700
大阪府債第 34 回（野村証券）10 年	1.25	995,524
預金（八十二・B 県庁内支店）	0.2	1,745,978
合計		42,741,502

ウ．事業手法の見直しについて（意見）

長野県の見込みによると、平成 26 年度以降は基本財産運用益 50 万円のみが残苗補償の原資となる。平成 23 年度の補償希望額 280 万円と単純に比較すれば希望額の 17.9%しか応ずることができない計算となる。

また、当協会の収入である負担金は平成 22 年度 60 万円であった。この負担金は生産者が支払っている。平成 26 年度以降も同額を負担するとすれば、生産者が 60 万円を当協会に支払い、当協会から生産者へ支払われる補償額が 60 万円に欠ける 50 万円であることになる。

一方、苗木安定基金の財政状態が危機的な状況になった大きな原因は、経常経費に見合う経常収入がないためである。その原因は、低金利による資金運用の低迷にある。

木材価格の下落をはじめ林業生産者を巡る環境は厳しさを増す中で、残苗の補償に係る制度は他にないことから事業の必要性はあると考えられるものの、これまで述べたように事業の継続は困難になっている。このため、事業手法について見直しすることを望みたい。

エ．公益法人制度改革への取組

一般財団法人を目指す方向である。

25. 公益財団法人長野県緑の基金（県団体番号36）

(1) 団体の概要

概要

団体名	公益財団法人長野県緑の基金
所在地	長野市大字南長野字幅下 692-2 森林づくり推進課内
代表者（県との関係）	理事長 大日方英雄
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 58 年
県所管部局	林務部森林づくり推進課
基本財産（円）	588,525,406 円
うち県の出えん額	150,000,000 円
県出えん比率	25.5%
主な出えん者・金額・比率	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 123,000,000 円(20.9%) ・民間 315,525,406 円(53.6%)
設立目的・沿革	<p>本県における健全な森林づくりと緑豊かな環境整備を進めるために、緑化思想の高揚と緑化事業の推進を図り、もって緑豊かな県土づくりに寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 32 年 前身の「長野県緑化連盟」設立 ・昭和 57 年 「長野県緑化推進委員会」と名称変更 ・昭和 58 年 「財団法人長野県緑の基金」設立 ・平成 23 年 公益財団法人へ移行
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌発行などによる環境緑化等に関する知識の普及啓発 ・ボランティアを対象とした森林整備体験活動 ・緑の募金活動 ・「みどりの少年団」活動への助成
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金 H20:86,099 千円 H21:82,781 千円 H22:82,278 千円 ・みどりの少年団活動への助成 H20:176 団 7,580 千円 H21:177 団 6,670 千円 H22:178 団 7,010 千円 ・機関誌の発行 H22:2,000 部

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	0	0	0	0
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	20	20	20	19
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	1	2	2	4
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	1	2
	非常勤	1	1	1	0
県職員計		1	1	1	0
県 OB 計		0	0	1	2

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	117,129	97,423	95,130.
経常費用	115,395	101,020	102,718
経常増減(損益)	1,734	△3,597	△7,588
当期正味財産増減額	990	970	△4,156
現預金	29,342	35,716	28,674
基本財産	595,129	599,696	603,128
借入金	0	0	0
正味財産	634,538	635,508	631,352

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

(2)改革基本方針について

改革方針

民間主導の団体として運営

スケジュール

引き続き民間主導の団体として運営

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当基金は、緑化思想の高揚と緑化事業の推進を図り、緑豊かな県土づくりに寄与することを目的に設立され、これまで、県民各層から寄せられた基本財産寄付や緑の募金寄付により、「県民総参加による森林づくり」を目指して様々な事業を展開してきた。

このような事業は、民間の自発的意志によることが望ましい。県と当基金は、事業目的が適正に実施されるよう協働して緑化に取り組んでいる。

当基金は、自発的に緑豊かな県土をつくろうという意欲を持った方々による自主的な組織として運営され、募金のあり方も県民の自発性に基づくものとなるよう、県は、団体の運営には関与しないこととする。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

平成16年度に、県派遣職員2名のうち1名の引上げを行い、人件費補助の削減(△3,911千円)を図った。平成18年度は、県職員の派遣廃止に伴い、人件費補助を廃止(△8,927千円)。

イ．監査人の評価

おおむね民間主導の団体として運営されていると言える。

法人の意思を決定する理事会の構成メンバー15名のうち、副理事長業務執行理事が長野県林務部長であり、常務理事兼事務局長が県職員OBである。理事会の主要ポストを県職員及び県職員OBの2名が占めているものの、他の13名には含まれていない。また、出えん金以外、経常的な県費の交付は受けていない。

ウ．今後の課題

現状は職員派遣もなく、資金援助もない。引き続き民間主導の団体として運営するのが望ましいと言える。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．全般的な課題（意見）

当期正味財産増減額が平成 18 年度から平成 20 年度までは黒字となっているが、平成 21、22 年度には赤字へと転換している。

平成 21 年度の経常費用は平成 20 年度比 87.5%、平成 22 年度は同じく 89.0% に圧縮されているものの、平成 21 年度の経常収益は平成 20 年度比 83.2%、平成 22 年度は同じく 81.2%と経常費用の削減以上に落ち込んでいるため赤字となった。

経常収益の悪化の原因は基本財産運用益の落ち込みである。とりわけ、仕組債による運用益の落ち込みが大きく影響を及ぼしている。

仮に平成 22 年度の一般正味財産増減額△7,588 千円が今後とも継続するならば、平成 22 年度の一般正味財産期末残高は 28,224 千円であるため、3.7 年後には一般正味財産が消滅し、基本財産を取り崩すことになる。

したがって、運用収益に見合う事業の見直しが必要である。

基本財産運用益の推移

（単位：千円）

年度	18	19	20	21	22
基本財産運用益	12,239	12,336	9,611	5,665	4,789
うち仕組債によるもの	4,416	8,462	5,240	1,182	0

イ．資金運用の状況（意見）

資金運用総額のうち 41.5%を占めているのが円建外国債券は 2 億 5 千万円、仕組債である。

運用先	利率 %	評価額 円
定期預金	0.03	1,677,370
公共債・政府保証債	0.5～1.6	128,874,990
共同発行公募地方債	0.6～2.1	59,247,356
国債	0.5～1.8	163,327,870
円建外国債券	0～4.0	250,000,000
合計		603,127,586

仕組債の商品名、購入金額、期間、利率は次の通りである。なお、全ての商品が円／米ドルレートによって利率が計算される構造となっており、上限は一部あるものの、円安になればなるほど利率が高率となる。逆に円高となれば利率は減少し、最終的にはゼロとなる。なお、満期を迎えた場合には、元本は全額保証される。

仕組債の内訳

商品名	購入金額	期間	利率がゼロとなる 円/米ドルレート
円建為替リンク債	5千万円	18/9/15～ 38/9/15	105.70
円建債権パワーリバースデュアル債	1億円	18/9/22～ 48/9/23	86.4
円建債権パワーリバースデュアル債	1億円	18/11/14～ 48/11/13	88.8(平成23年11月時 毎年 0.8円ずつ円高スライド)

仕組債の年度別運用実績

(単位:千円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
円建為替リンク債	816	684	750	0	0	0
円建債権パワーリバースデュアル債	2,088	3,525	3,011	979	0	0
円建債権パワーリバースデュアル債	1,512	4,253	1,480	203	0	0

平成23年11月28日16時10分時点、ロイターによると円/米ドルレートは1ドル77.60円であった。平成23年度の仕組債による運用益はゼロの見込みである。

長野県監査委員による平成19年度の監査結果によると、仕組債による運用は平成18年5月の理事会での意見を踏まえて、平成18年10月11日に基本財産の運用替えを行っているが、理事会には事後報告となっていた。監査結果を受けて、緑の基金は平成20年3月27日の理事会において資産管理規程を改定し、基本財産として運用する金融商品等の考え方を規定した。基本財産の運用に当たり、毎事業年度開始前に運用計画を策定し理事会の承認を得るものとした。

基本財産は長野県民が納めた税金が主な財源であるのだから、厳格な管理が求められる。一旦長野県から別法人である緑の基金に公金が移転してはいるが、原資は長野県民の税金等である事実が変わりがない。

長野県は公金管理基本方針では、仕組債による運用は認めていない。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針に準じた規程を定めて、基本財産を運用する必要があった。

エ．公益法人制度改革への取組

公益財団法人に移行済みである。

26. 財団法人長野県林業労働財団（県団体番号37）

(1) 団体の概要

概要

団体名	財団法人長野県林業労働財団
所在地	長野市岡田町 30-16
代表者（県との関係）	理事長 加藤英郎
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 49 年
県所管部局	林務部信州の木振興課
基本財産（円）	131,940,652 円
うち県の出えん額	8,000,000 円
県出えん比率	6.1%
主な出えん者・金額・比率	県下森林組合 99,354,800 円(75.3%) 素材生産協同組合 10,000,000 円(7.6%)
設立目的・沿革	県内にある市町村、財産区及び林業事業体に所属する林業就労者の育成・確保及び福祉の向上に関する事業を実施し、もって林業の振興発展に寄与することを目的とする。 ・昭和 49 年県単独による林業従事者の退職金を扱う（財）長野県林業従事者退職金共済基金として設立 ・平成 6 年林業従事者の育成・確保の事業を行うため、（財）長野県林業労働財団に改組 ・平成 8 年「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく長野県林業労働力確保支援センターに指定
主な業務内容	・林業労働力対策(就業相談活動、林業技能者研修、高性能林業機械研修など) ・林業就労条件整備(退職共済掛金助成、蜂アレルギー検査費助成など) ・新規林業就業者の養成 ・高性能林業機械のレンタル
事業執行状況を示す主な指標	・共同就職説明会年 2 回実施(人) H19:111 H20:538 H21:296 H22:197 ・林業就労条件整備事業(人) H19:1,291 H20:1,186 H21:1,209 H22:1,156 ・新規参入技能者養成研修(人) H19:41 H20:55 H21:97 H22:61 ・レンタル事業収入(千円) H19:47,655 H20:49,081 H21:46,887 H22:47,033

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	10	10	10	10
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	6	6	6	7
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		1	1	1	1
県 OB 計		2	2	2	2

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	123,512	150,411	140,783
経常費用	132,421	138,882	144,329
経常増減(損益)	△8,909	11,529	△3,546
当期正味財産増減額	△5,501	12,825	△3,546
現預金	59,031	54,962	77,060
基本財産	131,941	131,941	131,941
借入金	66,501	53,162	45,412
正味財産	251,981	264,806	261,261

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	42,192	57,218	42,557
事業費	29,396	44,449	29,695
運営費	12,796	12,769	12,862
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	3,500	0	6,224
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	12,796	12,769	12,862

(2)改革基本方針について

改革方針

存続

スケジュール

引き続き事業を存続

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当財団は、もともと林業従事者の退職金を扱う団体としてスタートし、平成 6 年に林業従事者の育成・確保の事業を行うため改組された。

林業従事者の減少と高齢化傾向により担い手の確保が危惧されている状況の中で、林業従事者の育成確保及び福祉の向上に関する事業を実施しており、引き続き事業を存続していく。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

平成 16 年度

「長野県出資外郭団体改革基本方針」において必要性が認知され「存続」

平成 19 年度

「長野県出資外郭団体改革基本方針」においても必要性が認知され「存続」

平成 22 年 9 月 3 日

林業労働財団の今後のあり方検討委員会設置

目的：今後の財団の果たすべき役割・機能と組織のあり方等を検討する。

委員：9 名（県 4 名、県森連 2 名、県木連 1 名、財団 2 名）

第 1 回林業労働財団の今後のあり方検討会開催

内容：財団設立の経過、事業実績と成果、業務

平成 22 年 10 月 7 日

第 2 回林業労働財団の今後のあり方検討会開催

内容：今後の取組、業務の方向等

イ．監査人の評価

平成 23 年度現在において当財団は存続している。このため改革基本方針を達成していると評価できる。

ウ．今後の課題（意見）

当財団は、従来経常損失が継続し、経営成績が振るわないように見えるものの、今後は経営成績が健全化することが予想される。このため、改革基本方針としては、現在の体制で事業の効率化を図るとともに、平成 23 年度の経営成績の実績及びレンタル用高性能林業機械更新のための所要の内部留保額を検討した上で、持続的な経営を見据えた経営の健全化を図ることが望まれる。

【監査の視点 2】外郭団体に対する県の関与の状況

ア．補助金について

当財団は、林業労働力の確保の促進に関する法律で定める林業労働力確保支援センターに指定されている。このため、林業労働者の募集など、職業安定法の特例として行うことが認められた団体である。

平成 22 年度まで長野県が国の補助金の交付を受けて実施していた林業就業者リーダー養成研修事業が、平成 23 年度からは国から全国森林組合連合会を經由し、当財団が受託して実施する緑の雇用現場技能者育成対策事業に統合されるなど、本来は国や県が実施する事業を補助金等の交付を受けて実施するケースが多い。このため、経常収益に占める受取補助金等の比率が過半数を超えるという特徴がある。

経常収益及び受取補助金等の推移（単位：千円）

年度（平成）	18	19	20	21	22
経常収益	117,639	121,314	123,512	150,411	140,783
うち事業収益	49,568	48,876	50,326	48,195	48,071
うち受取補助金等	66,946	71,665	72,361	100,670	90,186
受取補助金等の比率	56.9%	59.1%	58.6%	66.9%	64.1%

上の表のとおり、経常収益は増加基調にあり、その主要因は受取補助金等の増加であることが見てとれる。なお、平成 22 年度の事業収益の内訳は高性能林業機械レンタル事業に係る収益であった。

補助金等の交付元を整理すると次のとおりである。

平成 22 年度受取補助金等の交付元

交付元	補助金等の額 千円	比率
長野県	42,557	47.2%
厚生労働省	8,116	9.0%
全国森林組合連合会	39,513	43.8%
	90,186	100.0%

受取補助金等の最大の交付元は長野県である。長野県からの補助金の内訳は次のとおりである。

長野県からの補助金の内訳

(単位:千円)

内容	金額	備考
林業労働力確保支援センター事業	454	新規就業者の相談支援、巡回指導等が必要なために実施(国の補助金(1/2)を活用)
林業労働力確保支援センター推進事業	12,862	林業労働力確保支援センターへ職員を派遣し、職員の人件費を補助。
林業就業者リーダー養成研修事業	3,810	平成23年度からスタートした「緑の雇用」現場技能者育成対策事業(国)により、本事業は廃止
林業就業条件整備促進事業	25,431	林業就業者の就労条件改善のため、蜂アレルギー検査補助等を実施(森林整備基金を運用)
計	42,557	

長野県からの補助金のうち、林業労働力確保支援センター推進事業に係る補助金12,862千円は職員の人件費を補助している。その内訳は、1名の役員報酬3,000千円、残額9,862千円は1名の職員給与等である。職員は課長補佐級を派遣しており、その相当額である。ただし、平成23年度からは県が直接給与等を支払っている。

イ．経営指標について

経常損益及び安全性分析に関する指標の推移 (単位:千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
経常損益額	20,157	23,852	5,501	12,825	3,546
現金預金	18,380	36,775	59,031	54,962	77,060
流動比率	356.7%	392.0%	486.9%	3,727.3%	4,642.3%
自己資本比率	71.2%	70.5%	72.3%	82.1%	83.9%

当財団の財務データの大きな特徴は経常損失の傾向が続いているにも関わらず、現金預金が順調に増加し続けていることである。また、財務の安全性に関する指標である流動比率は、平成18年度からわずか4年間で356.7%から4,642.3%へと4,285.6ポイント高い値を示している。これらは、林業機械を後年度に購入するときに備えて内部留保しているためである。なお、自己資本比率も平成18年度でも71.2%であったが、これもわずか4年間で83.9%と12.7ポイント改善している。

ウ．経営指標の改善の理由

安全性に係る経営指標が改善した理由は、高性能林業機械レンタル事業に係る減価償却費である。減価償却に係る内部留保効果によって手元の現金預金が増加するばかりでなく、残余をもって借入金を返済し続けていることで財務の安全性が高まり続けている。

平成 22 年度の減価償却費は 24,525 千円であった。平成 21 年度から平成 22 年度の現金預金増加額及び長期借入金減少額は 29,848 千円であり、おおよそ一致している。

平成 17 年度に当財団は高性能林業機械を 12 台導入しており、それまでの保有台数と併せて 26 台保有している。高性能林業機械の耐用年数は 5 年であり、平成 17 年度以降は 21 年度に 2 台のみが更新されているため、平成 23 年度以降は既存の機械にかかる減価償却費の負担は縮小するが、今後、機械の更新に伴う減価償却費は新たに発生するものと考えられる。

エ．県関与のあり方について（意見）

当財団では、レンタル用高性能林業機械を 26 台保有するよう努めており、①購入から 10 年以上（耐用年数の 2 倍）経過し、かつ、②修理費の累計が購入費の 50% を超えた場合を、機械を更新する目安等としている。平成 24 年度から平成 33 年度までの前期 5 年間、後期 5 年間の間にそれぞれ 12 台を更新することを計画しており、その事業費は各 5 年間で 216,000 千円（うち自己負担額 108,000 千円）であるとしている。

こうした更新に備えるために内部留保は必要であるが、今後の減価償却費や老朽化する修繕費の推移も考え、経営成績の健全化を図っていく必要がある。

このため、現在の体制で事業の効率化を図ることにより、当財団のより自立的な運営も可能となるものと考えられることから、平成 23 年度の経営成績の実績及び機械更新のための所要の内部留保額を検討した上で、健全な経営を図っていくための県関与のあり方を検討していくことが望まれる。

【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

ア．公益法人制度改革への取組

平成 22 年 9 月 3 日に「長野県林業労働財団の今後のあり方検討委員会」が設置され、今後の林業労働財団の方向性について議論されている。

平成 23 年 12 月 5 日現在、一般財団法人を目指す方向である。

イ．一般財団法人への方向性について

当財団は、平成 20 年 1 月に長野県が策定した長野県出資等外郭団体「改革基本方針」に基づき改革を進めるため、平成 22 年 9 月 3 日に「長野県林業労働財団の今後のあり方検討会」を設置し、今後の財団の果たすべき役割・機能と組織のあり方等の検討を行ってきた。

検討に当たっては、「公益法人制度改革を踏まえた長野県出資等外郭団体の対応及び留意事項について」（平成 22 年 3 月 25 日付 21 行第 50 号長野県総務部行政改革課長通知）に十分留意して早急に検討する必要がある。

27. 財団法人長野県建設技術センター（県団体番号39）

(1) 団体の概要

概要

団体名	財団法人 長野県建設技術センター
所在地	長野市大字南長野字幅下667-6
代表者（県との関係）	理事長 原 悟志
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和47年
県所管部局	建設部建設政策課
基本財産（円）	9,000,000円
うち県の出えん額	4,000,000円
県出えん比率	44.4%
主な出えん者・金額・比率	長野県出えん金5,000,000円のうち4,000,000円を基本財産へ充当・44.4%（1,000,000円を特定資産）建設技術センター・5,000,000円・55.6%
設立目的・沿革	<p>県内の建設事業の円滑かつ効率的な推進と技術の向上を図り、地域の振興発展に寄与することを目的とする。</p> <p>昭和39年（社）長野県建設コンサルタント協会を設立</p> <p>昭和40年（財）長野県道路公社を設立</p> <p>昭和44年（社）長野県建設コンサルタント協会が解散し、職員が（財）長野県道路公社へ移籍</p> <p>昭和47年（財）長野県道路公社の技術部門が分離して、（財）長野県建設技術公社が設立</p> <p>昭和49年（財）長野県建設技術センターに名称変更</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事業（国、地方公共団体の行う建設事業の調査測量、積算及び施工管理の受託） ・研修事業（建設技術者の養成） ・積算システム提供事業（設計積算システムを市町村等へ提供） ・試験事業（6試験所において建設材料等の強度試験）
事業執行状況を示す主な指標	・積算・施工管理業務等の受託件数（件）

	H20:173 H21:165 H22:155
・研修（回数／人数）	H20:20/754 H21:25/714 H22:28/923
・積算システム提供団体（団体）	H20:68 H21:68 H22:67
・コンクリート圧縮試験等本数（本）	H20:108:631 H21:105,954 H22:103,857

役職員の状況

（単位：人）

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	3	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県OB	2	2	2	2
	非常勤	8	8	6	6
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県OB	1	1	0	0
職員数	常勤	42	38	34	32
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県OB	0	0	0	0
	非常勤	29	31	34	40
県職員計		0	0	0	0
県OB計		3	3	2	2

財務の状況

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	744,406	709,219	710,660
経常費用	679,135	660,469	676,935
経常利益	65,271	48,750	33,725
一般正味財産増減	65,039	48,750	22,678
現預金	429,863	455,205	453,973
総資産	1,904,852	1,846,763	1,838,676
負債	583,184	476,345	445,580
正味財産	5,000	5,000	5,000
うち基本財産への充当額	553,744	549,923	544,612
うち特定資産への充当額	1,321,668	1,370,418	1,393,096

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受託事業費	166,323	163,286	203,382

(2)改革基本方針について

改革方針

自立的な運営の継続

スケジュール

引き続き自立的な運営の継続

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

長野県及び市町村の行う公共工事の積算、施工監理等の受託、公共工事等に使用する建設材料試験などを実施してきたが、民間が対等な参加機会の保証を求めている事業分野については、民間事業者への委託にそぐわない積算業務などの発注者補完業務を除いて、民間事業者への発注を進め、民間事業者が参入しやすい環境を創出していく。なお、建設材料試験や市町村への積算システムの供与などの事業は、中立性や市町村補完の観点から引き続き当センターが実施することとしている。改革実施による効果として、民間事業者の参入機会拡大と、団体の自立的な運営が挙げられている。

民間事業者の参入機会拡大については、積算業務等の発注者補完業務はセンター委託、それ以外は民間委託か職員の対応としている。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

平成 16 年度の改革基本方針は、「県関与の廃止」であった。これを受け、平成 16 年 3 月に県職員の派遣が廃止、平成 17 年 3 月には土木部長の理事長就任(兼任)を見直し、計画通り県の関与を廃止した。

平成 20 年度からの改革基本方針は、「自立的な運営の継続」となった。市町村事業への支援事業等を展開するとともに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に沿った発注者支援を行っており、健全な経営に努めている。

イ．監査人の評価

平成 16 年度の改革基本方針に沿って、県職員の派遣、兼任はなくなり、県関与は廃止された。平成 20 年度からの改革基本方針についても、每期黒字を計上しており、改革基本方針に沿って自立的な運営を継続していると言える。

一方、民間委託についても、例えば、県管理施設の災害復旧関係図書を作成等が、民間委託業務の中に含まれており、民間委託業務件数は、全体で年間(平成 22 年度建設部実績)1,415 件あるなど、推進してきているものと考えられる。

ウ．今後の課題

自立的な運営の継続という改革基本方針は妥当であるとする。引き続き自立的な運営の継続と民間事業者の参入機会拡大の推進が望まれる。

【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

ア．全般的な課題(意見)

毎期黒字を計上しているものの、平成 19 年度以降、当期損益は減少し続けている。経常収益に対する経常経費の率が年々上昇しているためである。

新たな顧客の開拓や新分野への事業展開の実施に向け検討することや、市町村支援業務の拡大など、より安定した継続的な自立運営を図る必要がある。

例えば、長野県から「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく市町村支援機関として位置付けられていることが市町村に認知され、受注に結び付くような新たな取組が必要である。

イ．資金運用の状況

資金運用は、預金、長野県及び他道府県発行の公債のみで、特に問題となる点はない。

ウ．公益法人制度改革への取組

移行申請中である。平成 24 年 4 月より公益財団法人として運営開始予定である。

28. 財団法人長野県体育協会（県団体番号42）

(1) 団体の概要

概要

団体名	財団法人長野県体育協会			
所在地	長野市大字南長野字聖徳 545-1			
代表者（県との関係）	理事長 加藤久雄			
設立根拠	整備法			
設立年月日	昭和 21 年			
県所管部局	教育委員会スポーツ課			
基本財産（円）	631,142,087 円			
うち県の出えん額	0 円			
県出えん比率	0%			
主な出えん者・金額・比率	各競技団体等			
設立目的・沿革	<p>スポーツを振興して県民の体力向上とアマチュア・スポーツ精神の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大正 15 年長野県体育協会として設立。 ・昭和 17 年大日本体育会に編入され、大日本体育会長野県支部となる。 ・昭和 21 年郡市体育協会を含め 15 団体が加盟して、長野県体育協会に改組。 ・昭和 46 年（財）長野県体育協会設立。 			
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・競技力の向上(選手強化、指導者育成) ・国民体育大会への選手団の派遣 ・ジュニア競技力の向上 ・スポーツ環境の整備 ・スポーツ少年団の育成 			
事業執行状況を示す主な指標		H20	H21	H22
	団体順位	15 位	18 位	14 位
	全国大会におけるジュニア選手入賞者数	162 人 (団体)	144 人 (団体)	167 人 (団体)
	公認スポーツ指導者年間登録者数	3,042 人	3,338 人	3,233 人
	スポーツ少年団加入者数	19,198 人	18,710 人	18,537 人
	スポーツドクター数	73 人	74 人	75 人

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	29	29	30	30
	うち県職員	2	2	2	2
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	5	5	6	7
	うち県職員	3	3	4	5
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	1	1	1	1
県職員計		5	5	6	7
県 OB 計		1	1	1	1

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	226,919	217,208	209,761
経常費用	233,806	219,902	206,457
経常増減(損益)	△6,887	△2,694	3,304
当期正味財産増減額	△12,535	△5,661	2,520
現預金	5,806	5,461	7,787
基本財産	26,150	26,150	631,142
借入金	—	—	—
正味財産	695,206	689,545	692,065

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	154,433	155,639	151,796
事業費	103,642	98,770	124,411
運営費	50,791	56,869	27,385
交付金	0	0	0
負担金	18,663	18,663	17,622
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	47,078	53,520	62,331

(2)改革基本方針について

改革方針

業務量に見合った効率的な業務の実施

スケジュール

引き続き業務量に見合った効率的な業務の実施

団体の位置づけ・改革の理由と具体策

当協会は、スポーツを振興して県民の体力の向上とアマチュア・スポーツ精神の高揚を図ることを目的として、次の事業を行う団体である。

- スポーツのアマチュア精神を徹底させること。
- 県民の体力向上及び競技者の競技力の向上を図ること。
- 加盟団体の強化発展と相互の連絡を図ること。
- 県民体育大会、講習会の開催及び援助をすること。
- スポーツに関する施設（設備）の調査研究をすること。
- 国民体育大会参加役員及び競技者の選定並びに派遣をすること。
- スポーツ少年団を育成すること。
- スポーツ功労者を表彰すること。
- その他第3条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

当協会は、県内各競技団体、郡市体育協会等の加盟団体により設置され、県との連携により県民の体力向上、競技力向上等のスポーツ振興事業を行っている。

平成16年6月に策定された「改革基本方針」で示されている団体の位置づけ・改革の理由と具体策は次のとおりである。

「補助金交付手続きの透明性確保の観点から、県の競技力向上事業補助金については、平成16年度から県の直接執行とし、併せて事務事業の見直しを行い、当面、国体、スポーツ少年団関係の業務や(財)日本体育協会の補助・委託事業などを中心とした体制とする。

また、競技スポーツの振興とともに、ともすればアスリート志向傾向であったものから、県民がそれぞれのライフステージに応じて、より日常的にスポーツに親しむことができるような生涯スポーツの振興等、今後果たすべき役割及びより自律した運営について、県として当協会と共に検討する。」

その後の「改革基本方針」(改訂版)では、当協会が今後果たすべき役割及びより自立した運営について、県として共に検討するとしており、平成16年6月に策定された「改革基本方針」の考え方が踏襲されている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

県は、スポーツ振興基金の安心・安全な運用を進め、また賛助会員の拡大を図る中で、事業量を賄うための自己財源の確保と、特色ある事業の実施に努めたとしている。

イ．監査人の評価

賛助会員の拡大を図る中で、事業量を賄うための自己財源の確保に努めたとしている。平成20年度から平成22年度までの推移を見ると、平成22年度に事業収益を4,971千円計上しているが、収支構造に大きな影響与えるまでには至っていない。

ウ．今後の課題

特に記載すべき事項はない。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．全般的な課題（意見）

当協会は、財務面と人事面から、自主事業の実施に制約が生じているとしている。

（ア）財務上の課題

平成18年度から体協運営経費に対する県補助金が減額されたことにより欠損が生じ、スポーツ振興基金を取崩して充当している。このため、スポーツ振興基金の元本の減少とともに、低金利の影響によりその果実を財源とした自主事業の実施に制約が生じている。

（イ）今後の事業執行上の課題（意見）

平成16年6月に策定した改革基本方針に基づき、県からの派遣職員が、平成16年度に7名から2名へと大幅に減員（22年度は5名派遣）されたことにより、自主事業の企画、実施に支障が生じている。また、「SWANプロジェクト」への取組等、増大した業務量に対し、適切な対応が求められることとなり、組織力を充実することが必要となる。

平成16年6月に策定された「改革基本方針」では、当面、国体、スポーツ少年団関係の業務や（財）日本体育協会の補助・委託事業などを中心とした体制とする

との方針が示されている。また、県民がそれぞれのライフステージに応じて、より日常的にスポーツに親しむことができるような生涯スポーツの振興等、今後果たすべき役割及びより自律した運営について、県として当協会と共に検討するという方針も示されている。

この今後果たすべき役割及びより自立した運営の検討については、いつまでに方向性を打ち出すのか、タイムスケジュールを定めて対応を図っていく必要がある。今後どのような役割を果たすべきか、どのようにして自立した運営を図っていくのか、その方向性を明確にすれば、それに併せて、当協会と県及び市町村の役割分担の見直しが必要になると考える。

イ．資金運用の状況(意見)

基本財産(631,142千円)を有する。資金運用としては、定期預金 59 百万円と債券 547 百万円で運用している。債券は、長野県債、国債のほか、世界銀行債、仕組債など多様な運用をしている。

仕組債は 300 百万円あるが、為替オプションの組み込み商品である。これらは、現在の円高局面では金利が 0%となり、かつ時価も大幅に低下している。また、償還期間は、野村ヨーロッパファイナンスエヌブイ # 25151 は 20 年、三菱セキュリティーズインター # 702 パワーリバースデュアル債は 30 年で、長期固定的な運用をしている。

資金運用のリスク管理が十分なものかどうか危惧される。資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を遵守し、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。

<資金運用の状況>

定期預金

(単位：千円)

保有状況					受取予定利息				備考
金融機関	口座番号	預金額	預入日	満期日	受取日	利率 (%)	金額	合計金額	
八十二銀行 (県庁内支店)	3000469012 -066	2,179	H23.2.25	H24.2.27	H24.2.27	0.03	1	1	
八十二銀行 (県庁内支店)	3000469012 -067	25,000	H23.3.25	H24.3.25	H24.3.25	0.03	8	8	
長野信用金庫 (本店)	1207948	305	H23.3.25	H23.3.25	H24.3.25	0.03	0	0	
長野銀行 (長野支店)	8339187 -015	24,500	H23.1.4	H24.1.4	H24.1.4	0.14	34	34	
長野銀行 (長野支店)	8339187 -016	7,000	H23.3.30	H24.3.30	H24.3.30	0.03	2	2	
定期預金 残高合計		58,984						45	

債券

(単位：円)

保有状況						受取予定利息				備考
発行体 銘柄	取扱 会社	券面	購入価額	(約定日) 受渡/発行日	償還期限	受取日	利率 (%)	金額	合計金額	
長野県 公募公債 14-1	八十二 銀行県 庁内支 店	100,000,000	99,820	H14.11.22	H24.11.22	H23.5.25	1.10	550,000	1,100,000	(480-385- 915-2 004)
						H23.11.25	1.10	550,000		
第118回 利付国債	野村證 券 (株)	100,000,000	99,895	(H23.2.9) H23.2.15	H42.6.20	H23.6.20	2.00	1,000,000	2,000,000	
						H23.12.20	2.00	1,000,000		
日本高速道路 保有・債務返 済機構債券 第112回	長野信 用金庫 (本 店)	22,000,000	21,892	(H22.9.21) H22.9.30	H32.7.31	H23.4.20	1.10	121,000	242,000	
						H23.10.20	1.10	121,000		
政府保証日本 政策金融公庫 債 第15回	長野信 用金庫 (本 店)	25,000,000	24,904	(H22.12.17) H22.12.22	H32.12.17	H23.6.28	1.20	159,016	309,016	
						H23.12.28	1.20	150,000		
ノムラヨー ロッパファイ ナンスエヌブ イ#25151	野村證 券 (株)	50,000,000	50,000	(H22.9.3) H22.9.27	H42.9.27	H23.9.27	0.00	0	0	豪ドル レート 76.3円時 利率2.6%
						H24.3.27	0.00	0		
三菱セキュリ ティーズイン ター#702パ ワーリパース デュアル債	三菱UFJ エルガ ンス タル証 券 (株)	100,000,000	100,000	(H16.8.5) H16.8.26	H46.8.25	H23.8.25	0.00	0	0	利率 14.90%× 基準日米 ドルレ ート/110.3- 10.00%
世界銀行	三菱UFJ エルガ ンス タル証 券 (株)	150,000,000	150,000	(H20.3.27) H20.4.16	H50.4.16	H23.4.18	4.00	3,000,000	3,000,000	利率 基準日豪 ドルレ ート-81.30 ×1.00%
						H23.10.16	0.00	0		
債券 合計			546,511						6,651,016	
総計			605,495						6,651,061	

29. 財団法人長野県暴力追放県民センター（県団体番号43）

(1) 団体の概要

概要

団体名	財団法人長野県暴力追放県民センター
所在地	長野市大字南長野字幅下 692-2
代表者（県との関係）	理事長 山浦愛幸
設立根拠	整備法
設立年月日	平成3年
県所管部局	警察本部
基本財産（円）	345,960,000円
うち県の出えん額	309,030,000円（注）
県出えん比率	89.3%
主な出えん者・金額・比率	県市長会 12,000,000円（3.5%） 県町村会 8,000,000円（2.3%）
設立目的・沿革	県民の暴力追放意識の高揚を図るとともに、暴力追放活動を推進し、もって暴力のない安全で住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発活動（県民大会の共同開催） ・ 協力支援事業（暴排資料の作成配布） ・ 暴力相談事業（常設、巡回相談） ・ 受託事業（不当要求防止のため責任者講習） ・ 暴力団からの離脱、社会復帰対策事業 ・ 暴力団監視情報収集・調査研究事業
事業執行状況を示す主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者講習受講者 ・ 暴力相談受理

（注）県の出えん額のうち 109,030 千円（31.5%）は、センター発足以前の民間寄附であり、一旦県の歳入としているもの。

役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	23	26	26	26
	うち県職員	3	3	5	5
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	2	2	2	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		0	0	0	0
県 OB 職員		2	2	2	2

財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	25,444	25,089	24,725
経常費用	22,789	23,447	24,398
経常増減(損益)	2,655	1,642	327
当期正味財産増減額	2,655	1,603	327
現預金	502	329	398
基本財産	345,960	345,960	345,960
借入金	0	0	0
正味財産	363,944	365,547	365,874

県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	7,386	7,386	7,386
事業費	4,126	4,126	4,126
運営費	3,260	3,260	3,260
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	3,954	3,902	3,895
貸付金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	2,087	1,847	1,732

(2)改革基本方針について

当センターは、県民の暴力追放意識を高揚し、官民一体となって暴力追放活動を推進することを目的に平成 3 年に設立され、広報啓発活動や暴力相談事業などを行っている。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条の 2 第 2 項第 1 号から第 9 号まで(都道府県暴力追放運動推進センター)に掲げる事業を主たる目的とする法人である。当センターの改革基本方針は次のとおりである。

改革基本方針（改訂版）	平成 16 年作成の改革基本方針
必要な県関与の継続	県関与の廃止 (県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)

県内暴力団情勢が著しく変化し、また、暴力団の資金源活動が伝統的資金源に加えて企業対象暴力や行政対象暴力に発展して来ている中で、センターが担う役割は益々重要となっている。こうした状況の中で、警察ではなくセンターでなければ相談しようとする者の行き場としての役割を果たせないケースとして、以下のものがある。

相談者の中には、自らに何らかの非がある場合もあり、どれほど警察が窓口を開いても、相談をためらうことがある。

暴力団の構成員から抜きたいと考える者に対して、直接警察が支援を行うことは、捜査上の支障を生じることがある。

また、センターの役割は、直接行っている相談等の業務だけでなく、長野県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターなど当センターの構成団体や、賛助会員である長野県公共料金等暴力対策協議会などの団体、企業といった民間での幅広い暴力追放運動を進めて行く際の推進母体としての役割を担っている。

上記のようにセンターには公的な役割が認められること、市町村や企業等の参加を得て公的な事業を行っていることから、それに対する県の責任を考慮し、センター賛助会員の募集による活動資金の確保に加えて、県としても必要な支援をしていく。

(3)監査の結果及び意見

【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

ア．県の評価

現在における当センターの課題としては、(ア)不況による賛助会員の離脱が進んでいることによる財務的不安定性の解消、(イ)民間等の暴追運動の推進母体と

しての役割を果たすための体制づくりの強化、及び(ウ)公益財団法人移行へ向けた準備が挙げられる。特に、財政面においては、基本財産は全国最低レベルであって、同規模県と比較すると脆弱であるとしている。

イ．監査人の評価

おおむね達成されていると考える。

ウ．今後の課題

特になし。

【監査の視点3】外郭団体の経営状況

ア．県の関与のあり方（意見）

会費収入等の収入の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
運用益	4,147	4,077	4,083
受取会費	9,460	9,225	8,935
事業収益	3,954	3,902	3,894
受取補助金	7,796	7,796	7,796
その他	87	89	17
経常収益計	25,444	25,089	24,725

主要事業である暴力相談事業は、相談対象が暴力団ほかの反社会的勢力であることを踏まえると、本来、警察が担うべき事業であり、県民も警察に期待する分野である。県警のみでは対応できない部分については、知事部局においてもそれを補完し、県民の声を受け止める様々な支援体制を構築する必要がある。

平成 16 年の改革基本方針で県関与の廃止となった背景は、暴力追放運動そのものは行政のみで行うべきでなく、民間における取組が重要であるが、実際にはほとんどの収入を県補助金で賄っている現在のセンターのあり方は望ましいとは言えないというものであった。改革基本方針(改訂版)において必要な県関与の継続となったが、これは、公益法人移行によってより公益性が高い団体としてのあり方とも一致するものと思われる。ただし、今後やみくもに財政基盤を安定させるために補助金を増額することは避ける必要がある。

当センターとしては、まず賛助会員の脱退防止と新規開拓により受取会費の減少を食い止めつつ、一方で団体としてあるべき体制を検討する必要がある。その際には、当センターは自発的な意思に基づく民間運動が原点にあることは意識すべきである。以上を前提とした上で警察と知事部局との役割を明確にして県の補助のあり方を決めていく必要がある。また、当センターと県及び市町村の役割分担の見直しを検討する必要がある。